

**『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』
に係る預金規定」および「貸金庫規定」の改定について**

下記の通り『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律』に係る預金規定」および「貸金庫規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 改定日

2020年2月1日（土）

2. 改定内容

新旧対照表		
「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定		
新	旧	備考
<p>第1条（適用範囲）～第2条（異動事由） （略）</p> <p>第3条（最終異動日等） （5）法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>（略）</p> <p><u>第6条（本規定の変更）</u> 当行は、本規定の各条項その他の条件（別紙の規定を含む。）を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規</p>	<p>第1条（適用範囲）～第2条（異動事由） （略）</p> <p>第3条（最終異動日等） （5）法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。<u>ただし各種契約における手数料引落口座に限り。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6条（本規定の変更） <u>（追加）</u></p>	<p>（変更）</p> <p>（追加）</p>

<p><u>定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> <u>なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。</u></p>		
貸金庫規定		
新	旧	備考
<p>第1項(格納品の範囲)～第8項(印鑑照合等) (略)</p> <p><u>第9項.(成年後見制度にかかる届出)</u> <u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> <u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u> <u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。</u> <u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。</u> <u>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (略)</p> <p><u>第16項.(本規定の変更等)</u> <u>本規定の各条項その他の条件を、必要に応じて、民法548条の4の規定に</u></p>	<p>第1項(格納品の範囲)～第8項(印鑑照合等) (略)</p> <p>第9項(成年後見制度にかかる届出) <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第16項.(本規定の変更等) <u>(追加)</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上